

介護保険料の納め方

年金の受給額によって、2通りの納め方があります。

●老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が年額18万円以上の方

▶特別徴収…年金から天引きされます ※老齢福祉年金などは、特別徴収の対象となりません。

年金の定期支払いの際に、年金の受給額から保険料があらかじめ天引きされます。

保険料の年額が、年金の支払い月（4月・6月・8月・10月・12月・2月）に年6回に分けて天引きされます。

10、12、2月は、確定した年間保険料額から、すでに納付している分を差し引いた残りの額を3回に分けて納付します。

前年度	本年度					
2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
本徴収	仮徴収			本徴収		

4月、6月、8月は、原則、前年度2月と同額を納めます。

年間保険料から仮徴収分を差し引いた額を納めます。

■年金が年額18万円以上でも、一時的に納付書で納める場合があります

- 新たに65歳（第1号被保険者）になった場合
- 年金が一時差し止めになった場合
- 年度途中で年金の受給が始まった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- 他の市区町村から転入した場合

●65歳になられたばかりの方や転入された方

●老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が年額18万円未満の方

▶普通徴収…納付書で納めます ※みずほ銀行の窓口収納は令和5年7月末日をもって終了します。

保険料の年額を、6月から翌年3月までの10期（回）に分けて納めます。市から納付書が送付されますので、取扱金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォン納付（LINE Pay、Pay Pay）で納めてください。

■安心・便利な口座振替を利用しましょう!

保険料の納付は口座振替がおすすめです。納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。

手続き

- 1 介護保険料の納付書、通帳、印鑑（通帳届出印）、口座振替依頼書を用意します。
- 2 指定の金融機関でお申し込みください。

※口座振替の開始は、通常、申込日の翌月からになります。

※口座の残高をご確認ください。残高不足で引落としできないケースがあります。



40歳から64歳までの方（第2号被保険者）の介護保険料

40歳から64歳までの方の保険料の額は、加入している医療保険の算定方法により決められ、医療保険と一緒に納めます。なお、被扶養者が40歳から64歳までの場合、引き続き医療保険料とともに介護保険料が天引きとなることがあります。詳細については、ご加入の健康保険組合にご確認ください。

年度途中で65歳になった方（第1号被保険者）の介護保険料

40歳から64歳までの介護保険料は、医療保険の保険料に含まれる形で納めていましたが、65歳になった月（65歳の誕生日の前日がある月）からは、医療保険の保険料とは別に納めることになります。送られてくる納付書で単独に納めてください。



例 10月1日生まれ ▶ 9月分から 10月2日生まれ ▶ 10月分から

65歳になった月以降も医療保険の保険料に介護保険分が含まれていますが、これは4月から65歳になる月の前月までの分を年度末までの納期に分けているため、保険料を二重に納めているわけではありません。

保険料の減額等

1

次の要件のすべてに該当する場合には、申請により減額を受けることができます。6月までに申請された方は、年間を通しての適用となります。7月以降に申請された方は、申請月からの適用となります。

- 1 本人を含め世帯員全員が市民税非課税（生活保護受給者を除く）
- 2 世帯の年収が150万円以下（2人以上の世帯の場合は世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下）
- 3 他の世帯に属する者から扶養を受けていない
- 4 世帯の預貯金等の総額が350万円以下
- 5 自己の居住用以外に活用できる不動産がない

申請の際には次のような書類を御用意ください。

- 「年金振込通知書」、「年金額改定通知書」や「給与明細書」など世帯の収入を証明できるもの
- 「預貯金通帳」など世帯の預貯金等の額を証明できるもの
- 「医療保険の被保険者証」（65歳以上74歳以下の方のみ）

2

上記のほか、ご自身や世帯の生計中心者が、災害により大きな損害を受けたときや、失業や長期入院などで収入が大きく減少し、保険料の納付が困難となったときは、保険料の徴収猶予、分納、減額または免除ができる場合がありますのでご相談ください。

保険料を納めないでいると

特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、利用者負担が3割または4割になったりする措置がとられます。保険料は必ずお納めください。

納期限を過ぎると

督促や催告が行われます。督促手数料などを徴収される場合があります。

1年以上滞納すると

サービスを利用したとき、いったん利用料の全額を自己負担しなければならない場合があります。

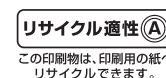
1年6か月以上滞納すると

吹田市から払い戻されるはずの給付費の一部または全部を一時的に差し止めるなどの措置がとられる場合があります。なお滞納が続く場合は、差し止められた額から保険料が差し引かれる場合もあります。

2年以上滞納すると

サービス費用の自己負担が1割または2割から3割（3割の方は4割）に引き上げられたり、高額介護（予防）サービス費等の支給も受けられなくなる場合があります。

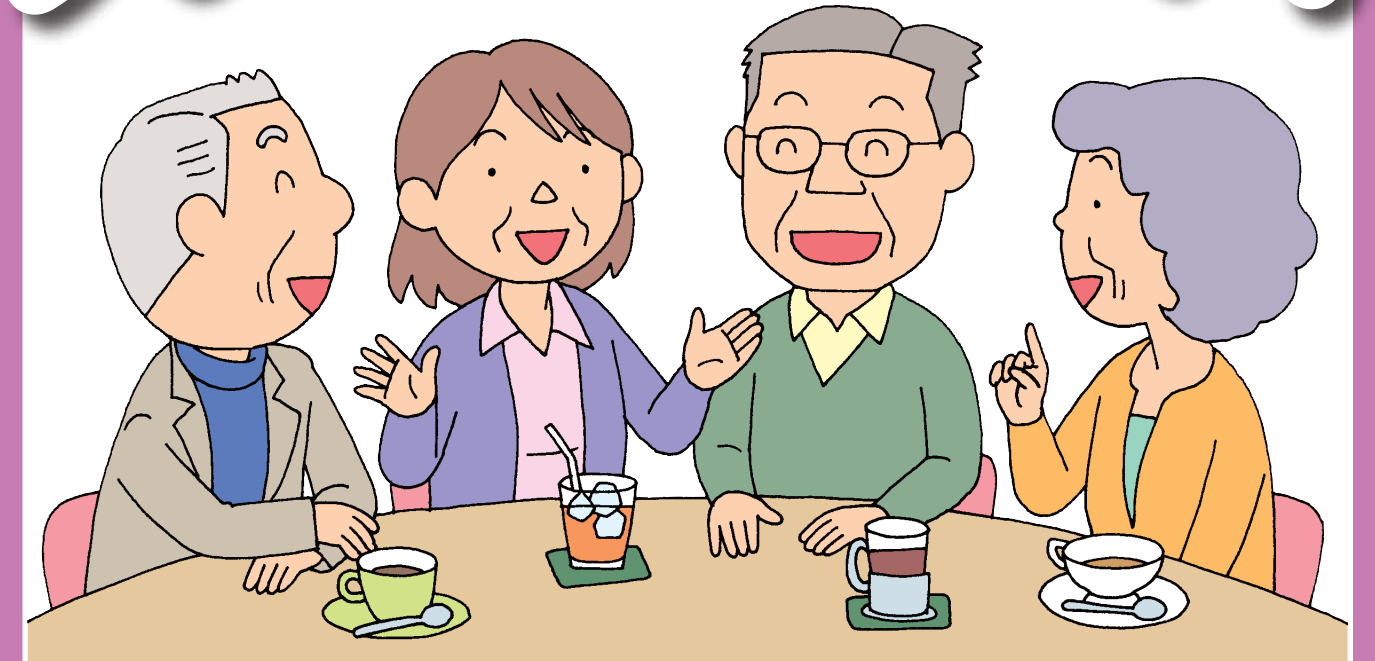
このパンフレットは、106,000部作成し、一部当たりの単価は5.64円です。



納めて安心

65歳以上のみなさんへ

介護保険料



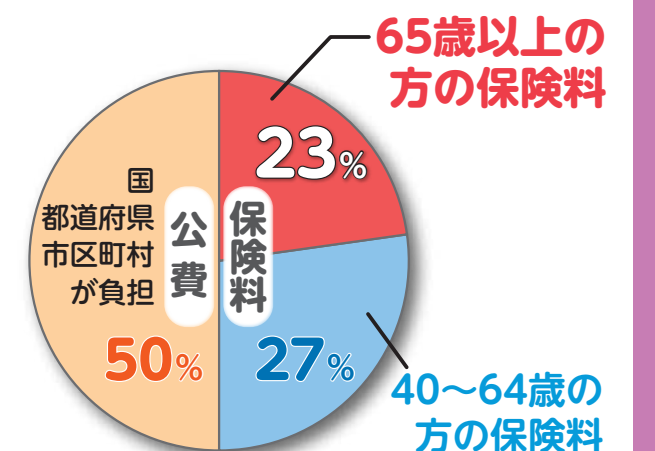
介護保険は支え合いの制度です

介護保険は、介護や支援が必要な方を社会全体で支え合うしくみです。40歳以上の方が納める介護保険料は、安定して介護保険を運営するための大切な財源となっています。

介護保険料は3年ごとに見直され、令和3年度からは第8期の新しい金額となりました。

介護や支援が必要になったときに安心して充実したサービスを利用できるよう、保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

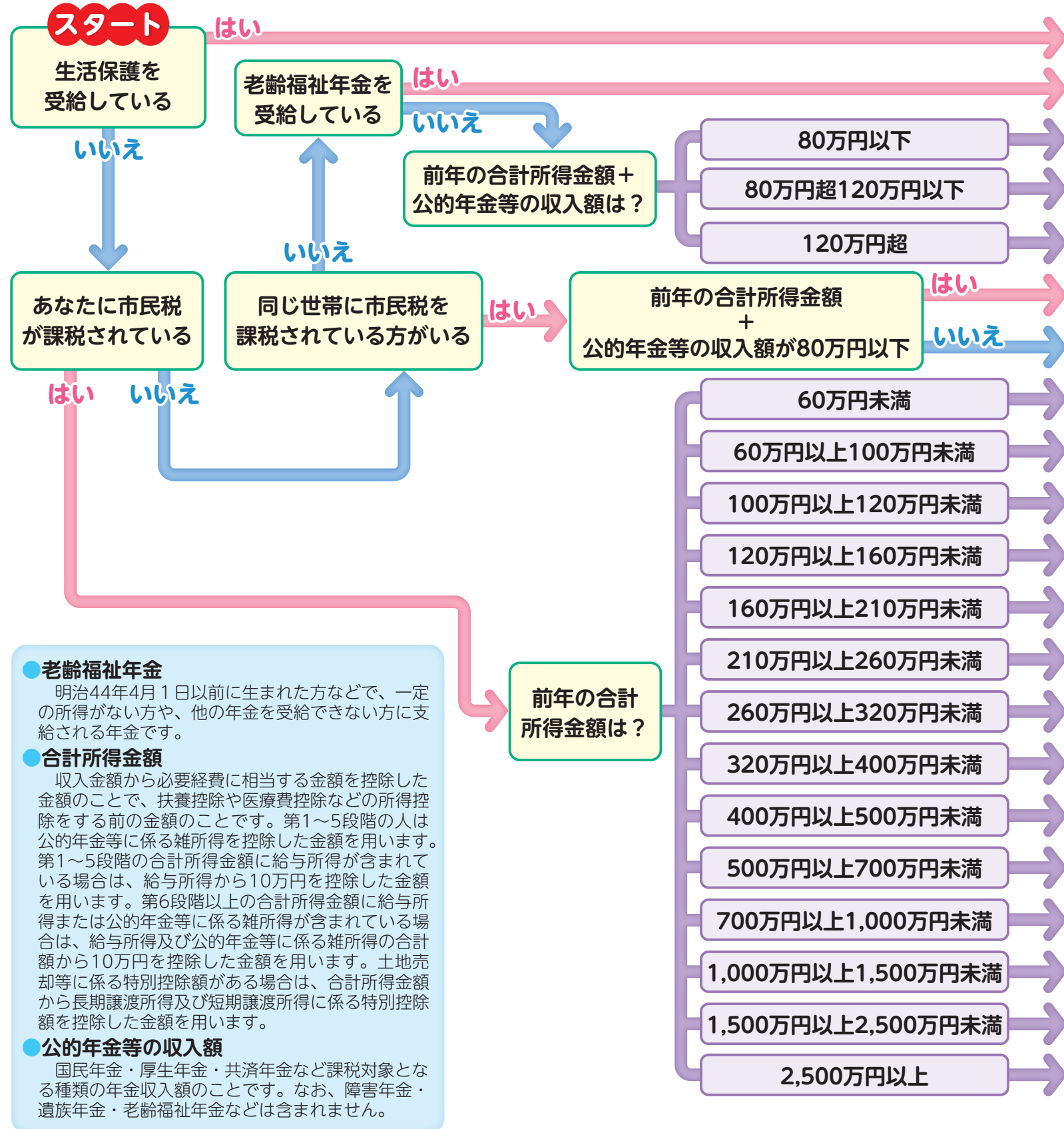
【介護保険の財源】



※令和3年度から3年間の割合です。

介護保険料の決まり方

65歳以上の方の介護保険料は、サービスにかかる費用などから算出された基準額をもとに、前年の1月から12月までの所得に応じて段階別により決まります。サービスにかかる費用は市区町村ごとに違うため、保険料も市区町村ごとに異なります。



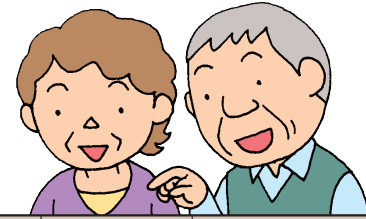
2

基準額
(年額)

市区町村で
介護保険給付に
かかる費用

65歳以上の
方の負担分
(23%)

市区町村の
65歳以上の
人数



所得段階	対象者	保険料率	保険料額(年額) 令和3～5年度
第1段階	①生活保護を受給している方 ②本人を含め世帯全員が市民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方 ③本人を含め世帯全員が市民税非課税で、公的年金等の収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.3	21,528円
第2段階	本人が市民税非課税 同じ世帯にいる方全員が市民税非課税	公的年金等の収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の方	基準額 × 0.45 32,292円
第3段階		上記以外の方	基準額 × 0.675 48,438円
第4段階		公的年金等の収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.875 62,790円
第5段階	本人が市民税課税 本人の合計所得金額が	上記以外の方	基準額 71,760円
第6段階		60万円未満の方	基準額 × 1.075 77,142円
第7段階		60万円以上100万円未満の方	基準額 × 1.1 78,936円
第8段階		100万円以上120万円未満の方	基準額 × 1.125 80,730円
第9段階		120万円以上160万円未満の方	基準額 × 1.17 83,959円
第10段階		160万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.3 93,288円
第11段階		210万円以上260万円未満の方	基準額 × 1.57 112,663円
第12段階		260万円以上320万円未満の方	基準額 × 1.6 114,816円
第13段階		320万円以上400万円未満の方	基準額 × 1.8 129,168円
第14段階		400万円以上500万円未満の方	基準額 × 1.925 138,138円
第15段階		500万円以上700万円未満の方	基準額 × 2.1 150,696円
第16段階		700万円以上1,000万円未満の方	基準額 × 2.3 165,048円
第17段階		1,000万円以上1,500万円未満の方	基準額 × 2.5 179,400円
第18段階		1,500万円以上2,500万円未満の方	基準額 × 2.8 200,928円
第19段階	2,500万円以上の方	基準額 × 3.2 229,632円	

●保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

3

介護保険料額の決定・変更

保険料額は、毎年6月の本算定により決定しています。

介護保険料の決定理由	どのような場合に起こるか
介護保険料(本算定分)決定のため	今年度の保険料が決定した場合
介護保険料額(本算定分)決定のため(本年度所得情報不明により前年度情報で算定)	今年度の収入・所得情報が不明のため、前年度の収入・所得情報で算定した場合
仮徴収額変更及び介護保険料額(本算定分)決定のため	前年度に決定した仮徴収額に変更があり、かつ、今年度の保険料を決定した場合

年度途中で65歳を迎えられた方や吹田市に転入された方は、その翌月末までに年度中の介護保険料を決定しています。

介護保険料の決定理由	どのような場合に起こるか
年齢到達により資格取得のため	65歳を迎えられた場合
転入により資格取得のため	吹田市へ転入された場合

決定された保険料額は、さまざまな理由により変更になる場合があります。

決定通知書の変更理由	どのような場合に起こるか
死亡により資格喪失のため	本人が死亡した場合
資格変更(資格得喪日変更)のため	転出後、住所地特例者であると判明した場合 など
所得段階変更のため	本人及び世帯員の収入申告のやり直しなどで、本人または世帯の課税状況に変更が発生した場合 など
天引き不能により徴収方法変更のため	年金天引きが何らかの理由でできなかった場合 など
その他の事由で資格取得 その他の事由で資格喪失 その他の事由で所得段階・徴収方法変更のため	帰化した場合 など 適用除外施設に入所した場合 など その他の場合

納付方法の変更

決定した保険料額に変更があった場合、納付方法も変更になる場合があります。

いままでの納付方法	保険料の増減	今回からの納付方法
特別徴収	増額	特別徴収と同時に普通徴収(納付書または口座振替)にて納めていただきます。
	減額	いったん特別徴収が中止され、普通徴収となります。特別徴収が中止されると、翌年度も一定期間普通徴収となります。
普通徴収	増額/減額	新しい納付書を送付させていただきますので、発行日が古い納付書と差し替えてご納付ください。口座振替の場合は変更しました保険料額を引き落としさせていただきます。
新規 (転入・65歳到達など)	—	普通徴収になります。原則、年金18万円以上であれば、一定期間経過後、特別徴収になります。

※詳しくは、変更通知書の内容をご確認ください。

4